

金 融 庁
令和 3 年 4 月 16 日

飲食店への協力金等の支給に係るつなぎ融資について

貴協会等におかれては、資金繰り支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただけてきたことに感謝申し上げます。

こうした中、足許では、新型コロナウイルスの感染拡大により、まん延防止等重点措置区域やその他地域において、都道府県から飲食店に営業時間の短縮要請が出されており、こうした要請に応じている飲食店に対する営業時間の短縮要請に伴う協力金の支給について、令和 3 年 4 月 1 日には、事業規模に応じた支援となるよう見直しがなされたところです（別紙参照）。

これまで、飲食店をはじめとした事業者への資金繰り支援について、「年度末における事業者に対する金融の円滑化について」（令和 3 年 3 月 8 日）、「飲食・宿泊等をはじめとする事業者への資金繰り支援等について」（令和 3 年 3 月 25 日）等において、補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うことを要請させて頂いております。

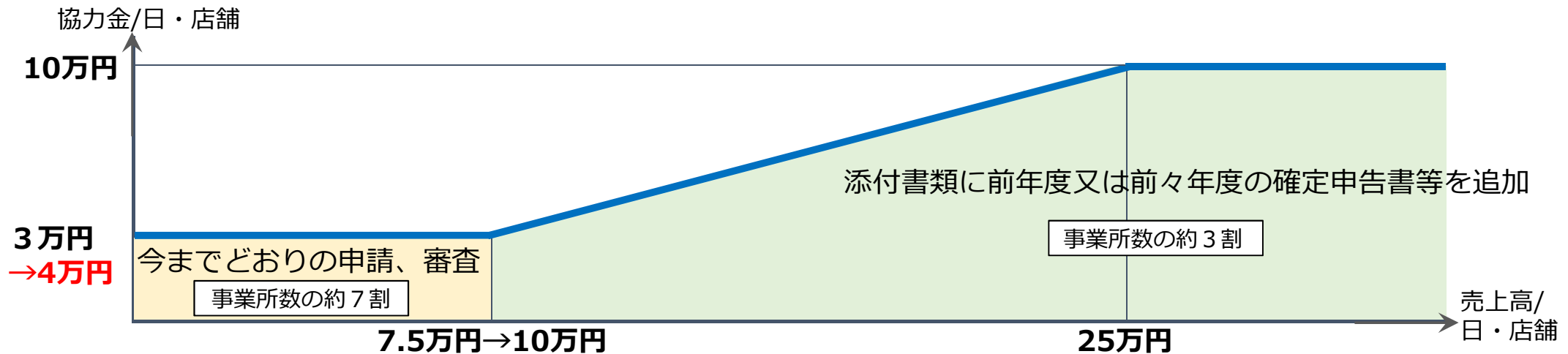
こうした要請等を踏まえ、資金繰り支援に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮に存じますが、引き続き、今般の協力金やその他の補助金・支援金等の支給までの間に必要となる資金等も含めたつなぎ融資の実施など、事業者の実情やニーズに応じ、迅速かつ積極的な資金繰り支援に取り組んでいただくよう、貴協会等傘下の各金融機関に対し、周知徹底方をよろしくお願いいたします。

【中小企業の場合】

前年度又は前々年度の1日当たり売上高		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
1年間のおおよその売上高 (正確な金額)		～約3,000万円 (2,738万円)	約3,000万～約1億円 (2,738～9,125万円)	約1億円～ (9,125万円～)
事業所シェア		約7割	約2割	約1割
協力金の金額	緊急事態地域 or まん延防止等重点地域 ～20時の時短	3万円/日 (注1) ※7.5万円の4割	3万円 (注1) ～10万円/日 ※売上高に応じて増加 7.5～25万円の4割	10万円/日 ※25万円の4割
	その他地域	2万円/日※4月21日までは21時時短の場合4万円/日 (注2)		

(注1) **4月21日までに、まん延防止等重点措置として時短要請を行った場合には、当該まん延防止等重点措置期間に限り、3万円を4万円とする。**(この場合、1日当たり売上高「～7.5万円」は「～10万円」となる)

(注2) 4月22日以降、21時までの時短の場合、売上高に応じて2.5万円～7.5万円/日(※全国の時短要請終了まで)。ただし、2万円/日も可。なお、4月21日までに時短要請を行った場合、5月5日までの間は経過措置として4万円/日。ただし、4月22日以降、まん延防止等重点措置区域となった都道府県においては、その他地域は2.5万円～7.5万円/日。



【大企業の場合】

1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) ※中小企業においても、この方式を選択可